

『法社会学』第 75 号企画『法の教育』への投稿原稿の募集

(日本法社会学会編集委員会・担当：藤本亮)

法社会学 75 号 (2011 年 9 月刊行予定) の編集委員会企画特集テーマは「法の教育」です。このテーマのもとに会員のみならずから投稿を募集いたします。

・企画趣旨

法の神秘性は法の権力性の源泉でもある。法は神秘的であるがゆえに、人々はそれを畏怖し、それに従うように方向づけられる。しかし、法は自らを秘匿するばかりではない。他方で、法システムがその対象あるいはその構成要素たる人に法の命令を「教え込む」ことも、法システム内在的な運動の一環であるだろう。具体的には、明治期の近代法の導入、戦前期の陪審制、近時の裁判員裁判など、国家が大規模なキャンペーンを展開した例が容易に想起される。人を「国民」たらしめる歴史的運動の一環として法はこの「教育」という内在的機能を有している。

「法の教育」を内在的に必要とする近代法システム自体の歴史と運動、「教育」という社会的営みに内在する権力性の契機、法律専門家と市民との間の関係、国家秩序を前提とする教育機関たる学校等への警察の関与・介入の問題、司法政策（たとえば裁判員制度）にかかるキャンペーンの意義とその効果などは、本特集テーマのかなりの部分を占めるであろう。学校教育に限らない、社会教育、家庭教育等をも通じての、いわば公民化政策の場面での「法の教育」である。

「法の教育」について考察するにあたり、このように既存の法秩序を内面化させる場面だけでなく、人々が自らの合意による交渉や紛争解決過程を通じて一定の法秩序を（再）構築する側面にも目を向けねばならない。その秩序は、合意による民主主義的正当性を有するのであるが、そのように法を主体的に構築していくこと自体の意義やそのノウハウなどの取得もまた「教育」を必要とする。こうした法秩序の内面化と（再）構築との緊張関係という、すぐれて法社会学的な視点からみるならば、大学における教養としての法学教育、必ずしもみなが法曹の道を進むわけではない法学専攻学生に対する教育もあらためて考察する必要がある。これらとの関係では、法科大学院から司法研修所、さらに継続教育という専門家養成教育も関連するテーマである。さらに広く、教育を機能的に情報コミュニケーションとしてとらえるならば、法社会学的に観察すべきことはさらに多岐にわたる。私たちの日常的相互行為はなんらかの情報を伝達しており、それがさらに一定の秩序を再構築していることになる。さまざまな場面で行われる法律専門家と非専門家との間での法にかかる知識や価値観の伝達と拒絶（ここにも権力性の契機が存在する）、消費者保護の文脈での悪質商法や詐欺などに対する情報提供とその効果、そしてこれらをめぐる文化内生的な秩序と継受された西洋法原理との衝突などもまた「法の教育」という本テーマの大きな部分をなすものである。

前者の公民化政策にかかる「法の教育」というテーマのもとでまず連想するのは、法務省を中心に展開されている、学校教育現場を中心とする『法教育』であろう。司法制度改革審議会意見書はその柱の一つである「国民的基盤の確立」の項において、「司法参加の場面で求められる・・・法曹と国民との十分かつ適切なコミュニケーションを実現するためには、司法を一般の国民に分かりやすくすること、司法教育を充実させること、さらに、司法に関する情報公開を推進」することなどを述べている。ただし、その具体化の方向性としては、教育関係者のみならず法曹関係者も役割を果たすべきと一般的に指摘しているにとどまる。法務省の『法教育研究会』は 2004 年に報告書「我が国における法教育の普及・

発展を目指して「新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐくむために」を公表し、その方向性は「法教育推進協議会」に引き継がれて各地で実践が積み重ねられている。さらに、2010年度には法教育学会の設立も予定されている。しかし、本特集テーマの射程は、公民養成の一環としての「法教育」の範疇にとどまらず、より広く市民との間で行われている法情報のコミュニケーション過程をも含むものである。そのことで、人に対して法を教え込むのみならず、一般の人々が、そして法律専門家が、交渉や法実務などのコミュニケーションを通じて法秩序を構築・再構築していくモメントも含むものである。

・執筆要領・締切り・エントリー

執筆要領は法社会学会ウェブサイト (<http://www.soc.nii.ac.jp/hosha/>) に掲載されている自由投稿の投稿規程およびスタイルガイドと同一ですが、論文の分量につきましては、和文の場合は16,000字以内、欧文の場合は6,000語以内とさせていただきます(2011年9月刊行予定)。

また、機関誌への掲載の可否につきましては、査読規程に基づく査読手続きによって、掲載の可否を決定させていただきます。

投稿の締切りは2011年2月末日(当日タイムスタンプ有効、郵送の場合は当日消印有効)ですが、企画の全体構成を検討する必要上、事前登録制を採用させていただきます。投稿を希望される方は、2010年7月31日までに、電子メールにて太田勝造(E-mail: sota@j.u-tokyo.ac.jp)宛に、執筆者名と論文タイトルとをご連絡いただきますようお願いいたします(郵送またはファクスの場合は、〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1 東京大学法学部研究室, Fax: 03-5841-3161 です)。

・原稿提出先

第75号特集企画「法の教育」への投稿原稿の提出先は下記の通りです。

〒113-0033 文京区本郷7-3-1 東京大学法学部研究室 日本法社会学会編集委員会 太田勝造

Fax: 03-5841-3161 e-mail: sota@j.u-tokyo.ac.jp